

# 部落解放研究所おしらせ

## 部落解放研究所の一九八五年度事業計画等が決まる

さる二月一六・一七日、社団法人部落解放研究所第二回総会が開かれ、一九八五年度事業計画「原田伴彦記念基金」設置のとらぐみ、定款の一部改正等を決めた。

(詳細は次号で紹介予定)

以下に、「一九八五年度事業計画」を紹介する。

### (社)部落解放研究所

#### 一九八五年度事業計画

一九八五年は部落解放を達成する上で重要な年である。歴史的には一九六五年八月

一日に「答申」が出されて満二〇年、「部落地名総鑑」発覚一〇年の年になるし、「部落解放基本法」制定にむけて本格的な取り組みが開始される年である。

また、一九八五年という年は世界的にみても、第二次世界大戦終了四〇年、国連発足四〇年という年にあたっており、平和と人権が重要視される年となっている。同時に国連は、この年を国際青年年の年としており、七月には国連婦人の一〇年の総括のための世界会議が開催される。日本でも一九八五年という年は、敗戦四〇年、被爆

四〇年の年でもある。部落解放の事業は平和と人権がしっかりと守られていく中でこそ達成されるという観点から、部落解放研究所としても近年強化してきている国際的な人権擁護の流れとの連携をひきつづき強めていく。

以上の基本的な観点に立って以下の具体的な事業の柱を提起する。

- (1) 部落解放運動の発展にむけ、ひきつづき理論的、政策的裏づけにとりくむ。

①「同和对策事業」に対する攻撃の実態を分析し、これをねのける方向を解明していくとともに、「部落解放基本法」制定にむけたとらぐみを強化する。とりわけ八五年度は、各国の差別撤廃法の研究、紹介に取り組む。

②「部落地名総鑑」差別事件、丸八真綿差別事件、損保リサーチ差別事件、さらには、興信所、探偵社の悪質な実態の調査をひきつづき強めると同時に、ILO

一一号条約の批准による就職差別の禁止、プライバシー保護条例、部落差別身元調査規制条例やプライバシー保護法、興信所・探偵社規制法の制定にむけた研究を強化する。

③「狭山再審」の達成にむけた研究活動をひきつづき強めるとともに、監獄法の民主的改正や、再審法の改正にむけた研究啓発活動を強化する。

④ 大阪部落実態調査の成功をふまえ、中央ならびに各地の実態調査活動に積極的にとりくむ。

⑤ 各地で相次ぐ差別事件を集約し、分析を加える中で、これに対する必要な方向性についての研究にとりくむ。

(2) 解放理論の整理にむけた諸事業にひきつづきとりくむ。  
大阪の「解放学校テキスト」「入門・部落解放運動」の発刊の経緯をふまえ、

中央段階での各種テキストの作成に積極的に協力していく。

②『近代部落の史的研究(仮称)』の編集発刊にとりくむ。

③ ひきつづき「国民融合論」の批判にとりくむ。

④ 紀要『部落解放研究』の充実にとりくむ

⑤ 図書資料室を整備するとともに、八五年度に開設される大阪人権歴史資料館との連携を強化する。

### (3) 啓発企画事業を充実強化する。

① 啓発活動の重要性に鑑み、啓発企画室の充実をはかり啓発企画委員会の活動を活性化させる。

② 啓発に関する各種資料を集め、比較研究を行う中で、今後の啓発の方向を系統的(四ヶ年計画で)明らかにしていく。二年目の事業としては「ユネスコと人権教育」をテーマとする。

③ 視聴覚教材の収集をさらに強め、比較研究を行う中で、今後の啓発の方向を明らかにしていく。

④ 市民啓発、企業啓発、宗教関係の啓

発、行政、職員研修等の分野ごとの啓発のあり方を究明し、被差別体験や初期の運動の苦労を集めた各種教材の作成にとりくむ。

⑤ 解放大学の充実をはかり、年二回の開催に取り組む。

(4) 国内の反差別・人権擁護の運動や研究者との連携を強める。

① 在日韓国・朝鮮人、アイヌ、沖縄出身者、女性、障害者等の国内での反差別運動や研究者との連携を強める。

② また、人権擁護委員会や日弁連、自由人権協会等の人権擁護機関との連携を強める。

(5) 国際連帯活動にひきつづきとりくむ、「女性差別撤廃条約」と「人種差別撤廃条約」等の早期批准を求めていく。  
① 英文ニュースの充実、拡大にとりくむ。  
② 世界人権宣言中央実行委員会や同大阪連絡会議の取り組みに積極的に参加する  
③ 国際人権規約の具体化と完全批准(と

- りわけ「選択議定書」の批准)をはじめ「女性差別撤廃条約」と「人種差別撤廃条約」の早期完全批准にむけた研究と宣伝を強化する。
- ④ 国連、ユネスコ、ILO等との連携を強化するとともに、NGO登録を追求する。また「アジア人権情報センター」(仮称)についての調査研究にとりくむ。
- ⑤ 海外における部落問題研究者との連携を強める。
- ⑥ 女性差別撤廃条約大阪府民会議や国際青年年大阪推進協議会のとりにくみに協力する。

(6) 故原田伴彦理事長追悼事業にとりくむ。

- ① 原田伴彦基金(仮称)を開設する。
- ② 当初の事業として『東京都公文書館の部落問題資料』の発刊にとりくむ。
- (7) 組織・財政基盤の拡充にとりくむ。
- ① 学者、研究者のさらなる結集を強め、研究部の充実と活動の強化にとりくむ。
- ② 運動体との定期協議、各地研究所との

連携強化にとりくむ。

- ③ 大阪府・大阪市等関係行政との連携を強化する。
  - ④ 東京事務所の充実にとりくむ。
  - ⑤ ひきつづき文部省法人化にむけた調査、研究をおこなう。
  - ⑥ 財政基盤と職員体制の充実にとりくむ。
- なお、一九八五年度に予定されている主な出版事業としては、紀要『部落解放研

紀要『部落解放研究』一九八五年度発行計画

- (イ) 一九八五年度に発行する紀要『部落解放研究』は、昨年度と同様に、各部門ごとの特集号と研究者集会報告集号として、下記の通り計画する。
- (ロ) 紀要の原稿については、できるだけ各

部会での研究、討議の成果が反映されるものにしていくたく思いますので、各研究会役員の方々も、各特集号を中心に積極的に寄稿して下さい。  
なお、紀要各号の最終的な企画決定は、研究所スタッフ会議(月二回)でおこな

号数	特集内容	企画	原稿	発行
44	教育・地域部門	2/15	10/30	5/15
45	歴史・理論部門	4/1	10/30	7/5
46	第七回研究者集会報告	6/1	7/25	9/5
47	人権・行政部門	9/1	10/10	12/1
48	啓発・運動部門	12/1	11/10	3/1

いますので、各部門統括事務局に相談して下さい。(若干の原稿料を支払います)  
〈発行計画〉

究』(五冊)、『部落解放年鑑』八四年版、『大阪同和教育史料集』第五巻はもとより、『近代部落の史的的研究』、『社会啓発の実践と課題』(第二巻)などの出版にとりくむ。視聴覚教材としては、スライドⅧ「部落解放基本法制定をめざして」(仮称)、Ⅹ「部落差別身元調査規制条例について」(仮称)、「同和行政のあゆみと課題」(仮称)等の制作・販売に取り組む。  
☆各部屋の事業計画(略)

社団法人部落解放研究所研究員の

登録更新手続きのお願い

平素より、当研究所の発展のために御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、一九八五年は部落解放を達成する上で重要な年であります。歴史的には一九六五年八月一日に「答申」がだされて満二〇年、「部落地名総鑑」発刊一〇年の年、「部落解放基本法」制定にむけて本格的な取組が開始される年でもあります。

また、一九八五年という年は世界的にみても、第二次世界大戦終了四〇年、国連発足四〇年という年にあたっており、世界平和が改めて問いなおされる年となっています。同時に国連は、この年を国際青年年の年としており、七月には国連婦人の一〇年の総括のための世界会議が開催されます。部落解放の事業は平和と人権がしつかりとまもられていく中でこそ達成されるという観点から、部落解放研究所としても近年強化してきている国際的な人権擁護のながれと連携をひきつづきおこなうべく所存であると

ります。

このために、以下の七つの柱を立てて研究活動を展開してまいりたいと考えております。

- ① 部落解放研究の発展にむけ、ひきつづき理論的・政策的裏づけにとりくむ。
  - ② 解放理論の整理にむけた諸事業にひきつづきとりくむ。
  - ③ 啓発企画事業を充実強化する。
  - ④ 国内の反差別・人権擁護の運動や研究者との連携を強める。
  - ⑤ 国際連帯活動にひきつづきとりくみ、女性差別撤廃条約と人種差別撤廃条約の早期批准を求めていく。
  - ⑥ 故原田伴彦理事長追悼事業にとりくむ。
  - ⑦ 組織財政基盤の拡充にとりくむ。
- このような課題の達成のため、一九八五年も関係各位の更なる御支援、御協力をお願いいたします。研究活動の更なる発展、充実をはかってまいりたいと存じます。

つきましては、現在一九八五年度研究員の登録・更新手続きを左記のとおり、よろしく手続き頂きますようお願いいたします

記

- ① 入会申し込み書に必要事項を記入のうえ、研究所へご返送ください。なお、郵便振替え用紙にてご送金をお願いします。会費：一〇,〇〇〇円(総括責任者・部長・幹事・部会事務局) 五,〇〇〇円(一般会員)

② 更新ならびに入会申し込み手続きをいただきます。

(イ) 紀要「部落解放研究」(年五回刊)を無料配布いたします。

(ロ) 研究所・出版社の図書購入にあたって割引させていただきます。(一)二〇% (二)一〇% (三)研究所通信」を発行し、配布いたします。

(ニ) 図書室の閲覧コピーが利用できます。なお、委嘱状の必要な方は、その他の欄に「委嘱状要」とお書きください。また、処理解には何も書かなくてもかまいません。